

徳島県告示第274号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、次のように告示する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名西郡神山町下分字地中320の1、324、325（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）